

指令番号春日部一第116号

埼玉県導入計画変更認定書

平成16年4月20日

関根 潔 様

埼玉県知事 上田 清司



平成16年4月1日に変更認定申請のあった導入計画については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第5条第3項の規定により、次の条件を付けて適当であると認定します。

条 件

- 1 知事は、認定導入計画の実施状況について報告を求めることができます。
- 2 認定期間は、導入計画の目標年までとします。
- 3 導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行って、ないと認めるときは、認定を取り消すことができます。

この処分不服があるときは、行政不服審査法第17条第1項の規定により、この処分があったことを知った日から起算して60日以内に、異議申立てをすることができます。

注意事項

- 1 知事が求めた報告に対し、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第10条第1項の規定により10万円以下の罰金に処することができます。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、役員その他この法律が定める者の行為が、この法人又は人の責めに帰してその責任を負ったときは、この法律が定める罰金に処するほか、その法人又は人に処して罰金に処することができます。